

平成 25 年 10 月 10 日

東京都知事

猪 瀬 直 樹 殿

東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

特別区長会

会 長 西 川 太一郎

東京都競馬株式会社の株式の取扱いについて（要望）

23 特別区は、昭和 25 年の第 1 回区営競馬開催以来、大井競馬の主催者として競馬を開催しております。東京都が昭和 47 年度をもって公営競技を廃止した後も、23 特別区は唯一の競馬主催者として大井競馬を開催し、競馬事業を続けることにより馬事畜産振興及び健全娯楽の提供の一助を担い、現在に至っております。

大井競馬場施設は、当初より民間会社である東京都競馬株式会社が所有しており、同社から施設を賃借し競馬事業を行ってまいりました。そのため、競馬事業を円滑に行うには、同社との密接な協力関係が必要であり、その関係を築くため株主としての地位を東京都も特別区も確保してまいりました。

このことから、昭和 47 年度に東京都が競馬事業から撤退した際に、特別区が、その株主としての地位を継承する必要があるものと考えております。

さて、この間、特別区はトゥインクルレースの実施やスタンドの改築等により、競馬をレジャーとして発展させることに貢献したものと自負しております。しかしながら、現状は、多様化する他のレジャーとの競合や長引く不況の影響を受け、大井競馬の売上が減少し、厳しい競馬事業環境を強いられております。

そこで、23 特別区は各区で保有する同社株式を、一部事務組合である特別区競馬組合に集中化し、一体となって競馬事業の振興に取り組んでおります。将来に渡り競馬事業を円滑に遂行し、その目的を果たして行くためには、今まで以上に東京都競馬株式会社と連携・協調を図って行く必要があります。

つきましては、東京都競馬株式会社の経営に対する一定の発言権を確保する必要がありますので、現在、東京都が保有している同社株式のうち特別区に見合う株式をお譲りくださいますよう要望いたします。

また、現状におきましても、筆頭株主として、競馬事業に対する特別区の意向が十分反映出来ますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

以 上